

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																																
	<b>第1編 総 則</b>	<b>第1編 総 則</b>																																																	
	<b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>																																																	
	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>																																																	
1-2-2	<b>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書 <u>(追記)</u> の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。	<b>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書 <u>等</u> の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。	小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理																																																
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>																																																	
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>																																																	
2-1-1	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市</td> <td><u>(追記)</u> 1 (1) 防災関係団体ネットワーク化 1 (2) 災害ボランティア支援センター 1 (3) 自主防災組織の推進 1 (4) 防災ボランティア活動の支援 1 (5) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自主防災組織</td> <td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td>3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 地域との共生と貢献</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県、市、商工団体等</td> <td>2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進 2 (2) 相談体制の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(追記)</u></td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み	第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>(追記)</u> 1 (1) 防災関係団体ネットワーク化 1 (2) 災害ボランティア支援センター 1 (3) 自主防災組織の推進 1 (4) 防災ボランティア活動の支援 1 (5) 連携体制の確保		自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施		市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	企業	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 地域との共生と貢献		県、市、商工団体等	2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進 2 (2) 相談体制の整備		<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み</td> </tr> <tr> <td>第2節 消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携</td> <td>市</td> <td><u>1 (1) 消防団の充実強化</u> 1 (2) 防災関係団体ネットワーク化 1 (3) 災害ボランティア支援センター 1 (4) 自主防災組織の推進 1 (5) 防災ボランティア活動の支援 1 (6) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自主防災組織</td> <td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td>3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 地域との共生と貢献</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県、市、商工団体等</td> <td>2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進 2 (2) 相談体制の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名古屋地方気象台</td> <td><u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み	第2節 消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	市	<u>1 (1) 消防団の充実強化</u> 1 (2) 防災関係団体ネットワーク化 1 (3) 災害ボランティア支援センター 1 (4) 自主防災組織の推進 1 (5) 防災ボランティア活動の支援 1 (6) 連携体制の確保		自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施		市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	企業	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 地域との共生と貢献		県、市、商工団体等	2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進 2 (2) 相談体制の整備		名古屋地方気象台	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
区 分	機関名	主な措置																																																	
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み																																																	
第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>(追記)</u> 1 (1) 防災関係団体ネットワーク化 1 (2) 災害ボランティア支援センター 1 (3) 自主防災組織の推進 1 (4) 防災ボランティア活動の支援 1 (5) 連携体制の確保																																																	
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施																																																	
	市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進																																																	
第3節 企業防災の促進	企業	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 地域との共生と貢献																																																	
	県、市、商工団体等	2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進 2 (2) 相談体制の整備																																																	
	<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>																																																	
区 分	機関名	主な措置																																																	
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み																																																	
第2節 消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	市	<u>1 (1) 消防団の充実強化</u> 1 (2) 防災関係団体ネットワーク化 1 (3) 災害ボランティア支援センター 1 (4) 自主防災組織の推進 1 (5) 防災ボランティア活動の支援 1 (6) 連携体制の確保																																																	
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施																																																	
	市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進																																																	
第3節 企業防災の促進	企業	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 地域との共生と貢献																																																	
	県、市、商工団体等	2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進 2 (2) 相談体制の整備																																																	
	名古屋地方気象台	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>																																																	

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	<b>第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</b>	<b>第2節 <u>消防団</u>・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携</b>	
2-1-3	<b>1 市における措置</b> <u>(追記)</u>  (1) 防災関係団体ネットワーク化 (略) (2) 災害ボランティア支援センター (略) (3) 自主防災組織の推進 (略) (4) 防災ボランティア活動の支援 (略) (5) 連携体制の確保 (略)	<b>1 市における措置</b> <u>(1) 消防団の充実強化</u> <u>市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> (2) 防災関係団体ネットワーク化 (略) (3) 災害ボランティア支援センター (略) (4) 自主防災組織の推進 (略) (5) 防災ボランティア活動の支援 (略) (6) 連携体制の確保 (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第3節 企業防災の促進</b>	<b>第3節 企業防災の促進</b>	
2-1-6	<b>2 県、市及び商工団体等における措置</b> (略) <u>(追記)</u>	<b>2 県、市及び商工団体等における措置</b> (略) <u>3 名古屋地方気象台における措置</u> <u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>	<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>	
	<b>第6節 宅地造成の規制誘導</b>	<b>第6節 宅地造成の規制誘導</b>	
2-3-7	<b>1 市における措置</b> <u>(追記)</u>  (1) 造成宅地防災区域	<b>1 市における措置</b> <u>(1) 宅地造成等工事規制区域</u> <u>市は盛土規制法にもとづき、県が指定した宅地造成等工事規制区域内における宅地造成や特定盛土等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u> (2) 造成宅地防災区域	令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始した

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																																		
	(略) (2) 宅地危険箇所の防災パトロール (略)	(略) (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略)	ことによる修正																																																		
	<b>第5章 建築物等の安全化</b>	<b>第5章 建築物等の安全化</b>																																																			
	<b>第1節 交通関係施設対策</b>	<b>第1節 交通関係施設対策</b>																																																			
2-5-2	<b>2 道路</b> 市は、次の対策を実施又は推進する。 <u>(追記)</u>  (1) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策 (略) (2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略)	<b>2 道路</b> 市は、次の対策を実施又は推進する。 <u>(1) アンダーパス部等の道路の冠水防止</u> <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> <u>(2) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u> <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u> (3) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策 (略) (4) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正																																																		
	<b>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	<b>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>																																																			
2-7-1	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1" data-bbox="208 951 808 1398"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td rowspan="12">市、防災関係機関</td> <td>1 防災拠点施設の整備</td> </tr> <tr> <td>2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進</td> </tr> <tr> <td>2 (2) 公的機関の業務継続性の確保</td> </tr> <tr> <td>2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等</td> </tr> <tr> <td>2 (4) 人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>2 (5) 防災中枢機能の充実</td> </tr> <tr> <td>2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化</td> </tr> <tr> <td>2 (7) 防災拠点施設の屋上番号標示</td> </tr> <tr> <td>6 情報の収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</td> </tr> <tr> <td>10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>11 災害廃棄物処理に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>12 罹災証明書 (G追記) の発行体制の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査</td> </tr> <tr> <td>4 水防倉庫の整備改善及び点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県</td> <td rowspan="1">名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県</td> <td>5 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 防災拠点施設の整備	2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進	2 (2) 公的機関の業務継続性の確保	2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等	2 (4) 人材の育成等	2 (5) 防災中枢機能の充実	2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化	2 (7) 防災拠点施設の屋上番号標示	6 情報の収集・連絡体制の整備	9 物資の備蓄、調達供給体制の確保	10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	11 災害廃棄物処理に係る事前対策	12 罹災証明書 (G追記) の発行体制の整備	市	市	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査	4 水防倉庫の整備改善及び点検	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	5 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1" data-bbox="1133 951 1733 1398"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td rowspan="12">市、防災関係機関</td> <td>1 防災拠点施設の整備</td> </tr> <tr> <td>2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進</td> </tr> <tr> <td>2 (2) 公的機関の業務継続性の確保</td> </tr> <tr> <td>2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等</td> </tr> <tr> <td>2 (4) 人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>2 (5) 防災中枢機能の充実</td> </tr> <tr> <td>2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化</td> </tr> <tr> <td>2 (7) 防災拠点施設の屋上番号標示</td> </tr> <tr> <td>6 情報の収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</td> </tr> <tr> <td>10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>11 災害廃棄物処理に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>12 罹災証明書等の発行体制の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査</td> </tr> <tr> <td>4 水防倉庫の整備改善及び点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県</td> <td rowspan="1">名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県</td> <td>5 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 防災拠点施設の整備	2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進	2 (2) 公的機関の業務継続性の確保	2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等	2 (4) 人材の育成等	2 (5) 防災中枢機能の充実	2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化	2 (7) 防災拠点施設の屋上番号標示	6 情報の収集・連絡体制の整備	9 物資の備蓄、調達供給体制の確保	10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	11 災害廃棄物処理に係る事前対策	12 罹災証明書等の発行体制の整備	市	市	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査	4 水防倉庫の整備改善及び点検	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	5 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供	小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理
区分	機関名	主な措置																																																			
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 防災拠点施設の整備																																																			
		2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進																																																			
		2 (2) 公的機関の業務継続性の確保																																																			
		2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等																																																			
		2 (4) 人材の育成等																																																			
		2 (5) 防災中枢機能の充実																																																			
		2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化																																																			
		2 (7) 防災拠点施設の屋上番号標示																																																			
		6 情報の収集・連絡体制の整備																																																			
		9 物資の備蓄、調達供給体制の確保																																																			
		10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策																																																			
		11 災害廃棄物処理に係る事前対策																																																			
12 罹災証明書 (G追記) の発行体制の整備																																																					
市	市	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査																																																			
		4 水防倉庫の整備改善及び点検																																																			
名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	5 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供																																																			
区分	機関名	主な措置																																																			
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 防災拠点施設の整備																																																			
		2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進																																																			
		2 (2) 公的機関の業務継続性の確保																																																			
		2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等																																																			
		2 (4) 人材の育成等																																																			
		2 (5) 防災中枢機能の充実																																																			
		2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化																																																			
		2 (7) 防災拠点施設の屋上番号標示																																																			
		6 情報の収集・連絡体制の整備																																																			
		9 物資の備蓄、調達供給体制の確保																																																			
		10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策																																																			
		11 災害廃棄物処理に係る事前対策																																																			
12 罹災証明書等の発行体制の整備																																																					
市	市	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査																																																			
		4 水防倉庫の整備改善及び点検																																																			
名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	5 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供																																																			

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
2-7-4	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b> (略)</p> <p><b>2 市、県及び防災関係機関における措置</b> (略)</p> <p>(10) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>6 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (略)</p> <p>(2) 通信手段の確保 (略)</p> <p>ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 (略)</p>	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b> (略)</p> <p><b>2 市、県及び防災関係機関における措置</b> (略)</p> <p>(10) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>なお、本システムと総合防災情報システム(SOBO-WEB)間でデータ連携を行うこととする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>6 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (略)</p> <p>(2) 通信手段の確保 (略)</p> <p>ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
2-7-5	<p><u>(追記)</u> (略)</p> <p><b>7 救助・救急等に係る施設・設備等</b> 人命救助に必要な救助工作車、救命ボート、担架及び救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。 <u>(追記)</u> また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。</p>	<p><u>エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>7 救助・救急等に係る施設・設備等</b> 人命救助に必要な救助工作車、救命ボート、担架及び救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプ</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
2-7-5	<p>(略)</p> <p><b>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>ターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。</p> <p>(略)</p> <p><b>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
2-7-7	<p><b>1 2 罹災証明書 <u>(追記)</u> の発行体制の整備</b></p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書 <u>(追記)</u> の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書 <u>(追記)</u> の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書 <u>(追記)</u> の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、効率的な罹災証明書 <u>(追記)</u> の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p><b>1 2 罹災証明書等</b>の発行体制の整備</p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書等<sup>等</sup>の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書等<sup>等</sup>の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書等<sup>等</sup>の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、効率的な罹災証明書等<sup>等</sup>の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p>小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																								
2-9-1	<p><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>                     1 (1) 避難所等の整備                      1 (2) 指定避難所の指定                      1 (3) <del>福祉避難所の整備</del>                      1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備                      1 (5) 避難所の破損等への備え                      1 (6) 避難所の運営体制の整備                      (追記)                      (追記)                 </td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>                     1 (1) 対象者の把握                      1 (2) 社会福祉施設等における対策                      1 (3) 在宅者の要配慮者対策                      1 (4) 避難行動要支援者対策                      1 (5) 外国人等に対する対策                      1 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策                      1 (7) 災害ケースマネジメント                 </td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) <del>福祉避難所の整備</del> 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 1 (7) 災害ケースマネジメント	第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策	<p><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>                     1 (1) 避難所等の整備                      1 (2) 指定避難所の指定                      1 (3) <del>指定福祉避難所の指定</del>                      1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備                      1 (5) 避難所の破損等への備え                      1 (6) 避難所の運営体制の整備                      1 (7) <del>避難者等の情報把握</del>                      1 (8) <del>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</del> </td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>                     1 (1) 対象者の把握                      1 (2) 社会福祉施設等における対策                      1 (3) 在宅者の要配慮者対策                      1 (4) 避難行動要支援者対策                      1 (5) 外国人等に対する対策                      1 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策                      1 (7) 災害ケースマネジメント                 </td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) <del>指定福祉避難所の指定</del> 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 1 (7) <del>避難者等の情報把握</del> 1 (8) <del>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</del>	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 1 (7) 災害ケースマネジメント	第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) <del>福祉避難所の整備</del> 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)																									
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 1 (7) 災害ケースマネジメント																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) <del>指定福祉避難所の指定</del> 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 1 (7) <del>避難者等の情報把握</del> 1 (8) <del>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</del>																									
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 1 (7) 災害ケースマネジメント																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策																									
	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>																									
2-9-2	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u></p> <p>エ <u>一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</u> <u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正																		
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																										
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																										
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積																										

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	<p><u>＜新型インフルエンザ等感染症対応時の必要占有面積＞</u>  <u>一 가족가、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一 가족)の距離は1~2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u></p> <p>オ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>(追記)</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>	<p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
2-9-3	<p>カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p><u>((3)ウより転記)</u></p>	<p>オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p> <p>カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p><u>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
2-9-3	<p>(3) <u>(追記)</u> 福祉避難所の整備</p> <p>ア 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>イ 市は、<u>福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p>	<p>(3) <u>指定福祉避難所の指定</u></p> <p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。(略)</p> <p>イ 市は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させ</p>	<p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
2-9-3	<p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 市は、<u>(追記)</u> 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>オ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u> 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>るために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p><u>((2) キ へ移行)</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>
2-9-3	<p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u> テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>(追加)</u> 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p>	<p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
2-9-4	<p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>し、受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
2-9-4	<p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>カ <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(7) 避難者等の情報把握</u>  <u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>  <u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u>  <u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	
2-9-9	<p><b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(7) 災害ケースマネジメント</p> <p><u>県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p><b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(7) 災害ケースマネジメント</p> <p><u>市及び県は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	<b>第3節 帰宅困難者対策</b>	<b>第3節 帰宅困難者対策</b>	
2-9-9	<b>1 市及び県における措置</b> (略) (1) (略) (2) (略) <u>(追記)</u>	<b>1 市及び県における措置</b> (略) (1) (略) (2) (略) <u>(3) 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> <u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u>	定義の明確化
	<b>第10章 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第10章 広域応援・受援体制の整備</b>	
	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	
2-10-2	<b>2 市及び県における措置</b> (3) 受援体制の整備 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため <u>の</u> 受援体制の整備に努めるものとする。 <u>特に</u> 、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、 <u>新型インフルエンザ等</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>(追記)</u> <u>また</u> 、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	<b>2 市及び県における措置</b> (3) 受援体制の整備 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため <u>以下のような</u> 受援体制の整備に努めるものとする。 <u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>(削除)</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、 <u>(削除)</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>ウ 訓練等の実施</u> <u>(削除)</u> 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>	<b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>	
2-10-3	<b>1 市及び県における措置</b> (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等	<b>1 市及び県における措置</b> (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	<p>物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	
	<p><b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	<p><b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	
2-11-1	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>(追記)</u>。</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p>	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p>	
2-11-5	<p><b>1 市、県及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>(追記)</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p><b>1 市、県及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p>	<p><b>第3編 災害応急対策</b></p>	
	<p><b>第2章 避難行動</b></p>	<p><b>第2章 避難行動</b></p>	
	<p><b>第1節 気象警報等の伝達</b></p>	<p><b>第1節 気象警報等の伝達</b></p>	
3-2-3	<p><b>2 気象警報等の伝達系統</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 気象警報等の伝達系統図・・・図1</p>	<p><b>2 気象警報等の伝達系統</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 気象警報等の伝達系統図・・・図1</p>	<p>伝達系統図の更新</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																								
<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p>	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p>	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p>																																									
<p><b>第3節 自衛隊の災害派遣</b></p>	<p><b>第3節 自衛隊の災害派遣</b></p>	<p><b>第3節 自衛隊の災害派遣</b></p>																																									
<p>3-4-5</p>	<p><b>1 自衛隊における措置</b></p> <p>⊕ (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域</p> <table border="1" data-bbox="224 630 974 1372"> <thead> <tr> <th>災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>所在地</th> <th>担任地域</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空自衛隊 小牧基地司令</td> <td>小牧市春日寺1-1</td> <td>県下全域</td> <td>(加入電話) 76-2191 課業時間内: 内線 4032 (防衛部) 課業時間外: 内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 600 (衛星電話) 9-同上</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第10師団長</td> <td>名古屋市守山区守山3-12-1</td> <td>※県下全域</td> <td>(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内: 内線 4236 (防衛班) 課業時間外: 内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第35普通(自記)連隊(自記)</td> <td>名古屋市守山区守山3-12-1</td> <td>県西部</td> <td>(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 8:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日): 内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監</td> <td>神奈川県横須賀市西逸見町無番地</td> <td>県下全域</td> <td>(加入電話) 課業時間内: 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外: 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、県西部 (尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多) の連絡調整は第35普通科連隊長担任</p>	災害派遣の要請を受けることができる者	所在地	担任地域	電話番号	航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内: 内線 4032 (防衛部) 課業時間外: 内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 600 (衛星電話) 9-同上	陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山3-12-1	※県下全域	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内: 内線 4236 (防衛班) 課業時間外: 内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上	陸上自衛隊 第35普通(自記)連隊(自記)	名古屋市守山区守山3-12-1	県西部	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 8:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日): 内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)	海上自衛隊 横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内: 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外: 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721	<p><b>1 自衛隊における措置</b></p> <p>(4) 要請 (調整) 先及び担任地域</p> <table border="1" data-bbox="1142 630 1926 1356"> <thead> <tr> <th>要請 (調整) 先</th> <th>所在地</th> <th>担任地域</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空自衛隊 小牧基地司令</td> <td>小牧市春日寺1-1</td> <td>県下全域</td> <td>(加入電話) 76-2191 課業時間内: 内線 4032 (防衛部) 課業時間外: 内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 600 (衛星電話) 9-同上</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第10師団長</td> <td>名古屋市守山区守山3-12-1</td> <td>※県下全域</td> <td>(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内: 内線 4236 (防衛班) 課業時間外: 内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第35普通科連隊 (連絡調整)</td> <td>名古屋市守山区守山3-12-1</td> <td>県西部</td> <td>(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 8:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日): 内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監</td> <td>神奈川県横須賀市西逸見町無番地</td> <td>県下全域</td> <td>(加入電話) 課業時間内: 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外: 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、県西部 (尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多) の連絡調整は第35普通科連隊長担任</p>	要請 (調整) 先	所在地	担任地域	電話番号	航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内: 内線 4032 (防衛部) 課業時間外: 内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 600 (衛星電話) 9-同上	陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山3-12-1	※県下全域	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内: 内線 4236 (防衛班) 課業時間外: 内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上	陸上自衛隊 第35普通科連隊 (連絡調整)	名古屋市守山区守山3-12-1	県西部	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 8:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日): 内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)	海上自衛隊 横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内: 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外: 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721	<p>表記の整理</p>
災害派遣の要請を受けることができる者	所在地	担任地域	電話番号																																								
航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内: 内線 4032 (防衛部) 課業時間外: 内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 600 (衛星電話) 9-同上																																								
陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山3-12-1	※県下全域	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内: 内線 4236 (防衛班) 課業時間外: 内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上																																								
陸上自衛隊 第35普通(自記)連隊(自記)	名古屋市守山区守山3-12-1	県西部	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 8:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日): 内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)																																								
海上自衛隊 横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内: 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外: 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721																																								
要請 (調整) 先	所在地	担任地域	電話番号																																								
航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内: 内線 4032 (防衛部) 課業時間外: 内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 600 (衛星電話) 9-同上																																								
陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山3-12-1	※県下全域	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内: 内線 4236 (防衛班) 課業時間外: 内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上																																								
陸上自衛隊 第35普通科連隊 (連絡調整)	名古屋市守山区守山3-12-1	県西部	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 8:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日): 内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)																																								
海上自衛隊 横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内: 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外: 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721																																								
<p><b>第4節 ボランティアの受入れ</b></p>	<p><b>第4節 ボランティアの受入れ</b></p>	<p><b>第4節 ボランティアの受入れ</b></p>																																									

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-4-8	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市は、小牧市社会福祉協議会と協同で<u>小牧山史跡公園内</u>に必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティア支援センターを設置し、コーディネーターの派遣をボランティア関係団体等に要請する。なおこの際、愛知県に設置されるボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組む。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 市は、小牧市社会福祉協議会と協同で<u>大規模災害の場合は、小牧市市民会館・公民館に、小規模災害の場合は、小牧市総合福祉施設ふれあいセンター内</u>に必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティア支援センターを設置し、コーディネーターの派遣をボランティア関係団体等に要請する。なおこの際、愛知県に設置されるボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組む。</p>	災害ボランティア支援センター設置場所の変更
	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	
3-4-9	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>(追記)</u></p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(3) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<b>第5章 救出・救助対策</b>	<b>第5章 救出・救助対策</b>	
	<b>第1節 救出・救助活動</b>	<b>第1節 救出・救助活動</b>	
3-5-2	<p><b>2 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</b></p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車 <u>(追記)</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	<p><b>2 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</b></p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、<u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u>等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	
3-6-1	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>(追加)</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>○ 保健医療調整本部及び <u>(追記)</u> 保健医療調整会議において、医療救護</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>○ 保健医療調整本部及び <u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議において、</p>	<p>医療法の改正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																																
3-6-1	<p>及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。 (略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="208 357 1084 986"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○(自記)保健医療調整会議への参画</li> <li>○DPAT派遣要請</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健活動及び心のケア</li> <li>○防疫組織の編成</li> <li>○防疫活動</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(自記)</td> <td></td> <td>(自記)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(自記)保健医療調整会議への参画</li> <li>○臨機応急な医療活動</li> <li>○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送</li> <li>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td></td> <td>○災害派遣医療チーム (DMAT) の活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療調整本部への参画</li> <li>○医療救護活動の実施</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○(自記)保健医療調整会議への参画</li> <li>○DPAT派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健活動及び心のケア</li> <li>○防疫組織の編成</li> <li>○防疫活動</li> </ul>	(自記)		(自記)		地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院		<ul style="list-style-type: none"> <li>○(自記)保健医療調整会議への参画</li> <li>○臨機応急な医療活動</li> <li>○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送</li> <li>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</li> </ul>		DMAT指定医療機関		○災害派遣医療チーム (DMAT) の活動		日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療調整本部への参画</li> <li>○医療救護活動の実施</li> </ul>		<p>医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。 (略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1128 357 2004 986"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○<b>尾張北部医療圏</b>保健医療調整会議への参画</li> <li>○DPAT派遣要請</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健活動及び心のケア</li> <li>○防疫組織の編成</li> <li>○防疫活動</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>愛知県春日井保健所</td> <td></td> <td>○<b>尾張北部医療圏</b>保健医療調整会議の設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>尾張北部医療圏</b>保健医療調整会議への参画</li> <li>○臨機応急な医療活動</li> <li>○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送</li> <li>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td></td> <td>○災害派遣医療チーム (DMAT) の活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療調整本部への参画</li> <li>○医療救護活動の実施</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○<b>尾張北部医療圏</b>保健医療調整会議への参画</li> <li>○DPAT派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健活動及び心のケア</li> <li>○防疫組織の編成</li> <li>○防疫活動</li> </ul>	愛知県春日井保健所		○ <b>尾張北部医療圏</b> 保健医療調整会議の設置		地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>尾張北部医療圏</b>保健医療調整会議への参画</li> <li>○臨機応急な医療活動</li> <li>○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送</li> <li>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</li> </ul>		DMAT指定医療機関		○災害派遣医療チーム (DMAT) の活動		日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療調整本部への参画</li> <li>○医療救護活動の実施</li> </ul>		
機関名	事前	被害発生中	事後																																																
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○(自記)保健医療調整会議への参画</li> <li>○DPAT派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健活動及び心のケア</li> <li>○防疫組織の編成</li> <li>○防疫活動</li> </ul>																																																
(自記)		(自記)																																																	
地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院		<ul style="list-style-type: none"> <li>○(自記)保健医療調整会議への参画</li> <li>○臨機応急な医療活動</li> <li>○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送</li> <li>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</li> </ul>																																																	
DMAT指定医療機関		○災害派遣医療チーム (DMAT) の活動																																																	
日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療調整本部への参画</li> <li>○医療救護活動の実施</li> </ul>																																																	
機関名	事前	被害発生中	事後																																																
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>○救護所の設置等、地域の医療体制確保</li> <li>○<b>尾張北部医療圏</b>保健医療調整会議への参画</li> <li>○DPAT派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健活動及び心のケア</li> <li>○防疫組織の編成</li> <li>○防疫活動</li> </ul>																																																
愛知県春日井保健所		○ <b>尾張北部医療圏</b> 保健医療調整会議の設置																																																	
地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>尾張北部医療圏</b>保健医療調整会議への参画</li> <li>○臨機応急な医療活動</li> <li>○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送</li> <li>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</li> </ul>																																																	
DMAT指定医療機関		○災害派遣医療チーム (DMAT) の活動																																																	
日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療調整本部への参画</li> <li>○医療救護活動の実施</li> </ul>																																																	
3-6-1	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="208 1094 1084 1362"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td>                     1 (1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保                      1 (2) (自記) 保健医療調整会議への参画                 </td> </tr> <tr> <td>地元医師会、災害拠点病院</td> <td>                     2 (1) (自記) 保健医療調整会議への参画                      2 (2) 臨機応急な医療活動                      2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送                 </td> </tr> <tr> <td>第2節 防疫・保健衛生</td> <td>市</td> <td>防疫・保健衛生活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	1 (1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) (自記) 保健医療調整会議への参画	地元医師会、災害拠点病院	2 (1) (自記) 保健医療調整会議への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送	第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1128 1094 2004 1362"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td>                     1 (1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保                      1 (2) <b>尾張北部医療圏</b>保健医療調整会議への参画                 </td> </tr> <tr> <td>地元医師会、災害拠点病院</td> <td>                     2 (1) <b>尾張北部医療圏</b>保健医療調整会議への参画                      2 (2) 臨機応急な医療活動                      2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送                 </td> </tr> <tr> <td>第2節 防疫・保健衛生</td> <td>市</td> <td>防疫・保健衛生活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	1 (1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) <b>尾張北部医療圏</b> 保健医療調整会議への参画	地元医師会、災害拠点病院	2 (1) <b>尾張北部医療圏</b> 保健医療調整会議への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送	第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施																											
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 医療救護	市	1 (1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) (自記) 保健医療調整会議への参画																																																	
	地元医師会、災害拠点病院	2 (1) (自記) 保健医療調整会議への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送																																																	
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施																																																	
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 医療救護	市	1 (1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) <b>尾張北部医療圏</b> 保健医療調整会議への参画																																																	
	地元医師会、災害拠点病院	2 (1) <b>尾張北部医療圏</b> 保健医療調整会議への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送																																																	
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施																																																	
	<p>第1節 医療救護</p>	<p>第1節 医療救護</p>																																																	
3-6-2	<p>1 市における措置</p>	<p>1 市における措置</p>																																																	

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-6-2	<p>(1) 市は、<u>県</u>が設置する<u>(追記)</u>保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 地元医師会等、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置</b></p> <p>(1) 地元医師会等、災害拠点病院は、<u>(追記)</u>保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 市は、<u>愛知県春日井保健所</u>が設置する<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 地元医師会等、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置</b></p> <p>(1) 地元医師会等、災害拠点病院は、<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
3-6-3	<p><b>8 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される<u>(追記)</u>保健医療調整会議に調達の要請をする。</p> <p>(2) <u>(追記)</u>保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</p> <p>圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>8 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議に調達の要請をする。</p> <p>(2) <u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</p> <p>圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
3-6-4	<p><b>1 1 医療機関等における活動の支援</b></p> <p><u>県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	医療法の改正に伴う修正
<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p>			
3-6-5	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイ</u></p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-6-5	<p>ずるように努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>レ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>(削除) 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
3-6-5	<p><b>3 栄養指導等</b></p> <p>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p><b>3 栄養指導等</b></p> <p>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理</p>
3-6-5	<p><b>4 健康管理</b></p> <p>(1) <u>県及び市</u>は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や歯科相談を行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。<u>(追記)</u></p>	<p><b>4 健康管理</b></p> <p>(1) <u>市及び県</u>は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や歯科相談を行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>
3-6-6	<p>(略)</p> <p><b>8 応援協力関係</b></p> <p>(7) 県は、必要<u>があると認めるときは</u>、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣<u>(追記) 要請を行う。</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>8 応援協力関係</b></p> <p>(7) 県は必要<u>に応じて</u>、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣<u>を要請するものとする。</u></p>	
<p><b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>			
<p><b>第1節 避難所の開設・運営</b></p>			
3-9-2	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p>	

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-9-3	<p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮                      避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援                      給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。<u>(追記)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p>	<p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮                      避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>(略)</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援                      給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。  <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p>
3-9-3	<p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応                      避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)  <u>(追記)</u></p>	<p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応                      避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p>コ 在宅避難者等の支援拠点  <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>サ 車中泊避難を行うためのスペース  <u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る</u></p>	<p>避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-9-3	<p><u>コ</u> 避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p><u>サ</u> ペットの取扱 必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>シ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>ス</u> 感染症対策 (略)</p>	<p><u>情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>シ</u> 避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p><u>ス</u> ペットの取扱 必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>セ</u> 避難の長期化に伴う対応 <u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>(ア) プライバシーの確保状況</u> <u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>(ウ) 洗濯等の頻度</u> <u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u> <u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u> <u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u> <u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u> <u>(ク) 避難者の健康状態</u> <u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u></p> <p><u>ソ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>タ</u> 感染症対策 (略)</p>	<p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	
3-9-5	<p><b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助</p>	<p><b>2 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救</p>	<p>防災基本計画修正を踏</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	実施市の区域を除く。)となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 <u>(追記)</u>	助実施市の区域を除く。)となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 <u>ただし、災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。</u>	まえた修正
	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
3-10-1	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、 <u>(追記)</u> 夏季には <u>扇風機等</u> 、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する <u>ものとする。</u>	<b>■ 基本方針</b> (略) ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、 <u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第2節 食品の供給</b>	<b>第2節 食品の供給</b>	
3-10-3	<b>1 市における措置</b> (1) 炊き出しその他による食品の供給 市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等に <u>も</u> 配慮 <u>(追記)</u> し、食品を供給する。	<b>1 市における措置</b> (1) 炊き出しその他による食品の供給 市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等に <u>(削除)</u> 配慮するとともに、 <u>栄養バランスの取れた適温の食事の供給等質の確保にも配慮</u> し、食品を供給する。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	
3-13-6	<b>1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</b> 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行	<b>1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</b> 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧	防災基本計画修正を踏まえた修正

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024 年 11 月修正)	修正 (2025 年 11 月修正)	備考
3-13-7	<p>う。<u>(追記)</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害時モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</p>	<p>を行う。<u>加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</p>	表記の整理
	<b>第 7 節 ライフライン施設の応急復旧</b>	<b>第 7 節 ライフライン施設の応急復旧</b>	
3-13-8	<p><b>1 市及びライフライン事業者等における措置 <u>(追記)</u></b></p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>(追記)</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>(追記)</u></p>	<p><b>1 市及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>及び海路・空路の活用</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第 17 章 放射性物質及び原子力災害応急対策</b>	<b>第 17 章 放射性物質及び原子力災害応急対策</b>	

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-17-1	<p>■ <b>基本方針</b></p> <p>○ <u>新型インフルエンザ等</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<u>ウイルスの</u>感染拡大によるリスクの双方から、<u>県民</u>の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)</p>	<p>■ <b>基本方針</b></p> <p>○ <u>(削除)</u> 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<u>(削除)</u> 感染拡大によるリスクの双方から、<u>市民</u>の生命・健康を守ることを最優先とする。 (略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第23章 住宅対策</b>	<b>第23章 住宅対策</b>	
3-23-1	<p>■ <b>基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理<u>(追記)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	<p>■ <b>基本方針</b></p> <p>(略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理<u>(ブルーシートの展張等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第2節 被災住宅等の調査</b>	<b>第2節 被災住宅等の調査</b>	
3-23-2	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>市は、災害のため住家<u>(追記)</u>に被害が生じた場合、罹災証明書<u>(追記)</u>の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>市は、災害のため住家<u>等</u>に被害が生じた場合、罹災証明書<u>等</u>の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p>	小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理
	<b>第5節 住宅の応急修理</b>	<b>第5節 住宅の応急修理</b>	
3-23-6	<p><b>1 県における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<u>(追記)</u></p>	<p><b>1 県における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<u>(ブルーシートの展張等)</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	
	<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>	<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>	
4-2-1	<p><b>1 各施設管理者における措置</b></p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて緊急度の高いものから速</p>	<p><b>1 各施設管理者における措置</b></p> <p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて緊急度の高いものから速</p>	防災基本計画に基づく修正及び表

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
4-2-2	<p>やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</b> (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略)</p> <p><u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u></p>	<p>速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</b> (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>記の整理</p> <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正</p>
<b>第3節 暴力団等への対策</b>		<b>第3節 暴力団等への対策</b>	
4-2-4	<p><b>1 市における措置</b> (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 <u>(追記) 復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</u> (略)</p>	<p><b>1 市における措置</b> (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 <u>被災地における</u>復旧・復興事業について <u>(削除)</u>、暴力団等の参入・介入を防止するための取り組みを推進する。 (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
<b>第3章 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策</b>		<b>第3章 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策</b>	
4-3-1	<p><b>■ 基本方針</b> ○ 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>(追記)</u> の処理を迅速に実施する(放射性物質及び原子力災害については、「第3編第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。) <b>■ 主な機関の措置</b> 区分 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策 (略) <b>災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策</b></p>	<p><b>■ 基本方針</b> ○ 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>等</u> の処理を迅速に実施する(放射性物質及び原子力災害については、「第3編第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。) <b>■ 主な機関の措置</b> 区分 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策 (略) <b>災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策</b></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																																				
4-4-1	<p><b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書 (<u>追記</u>)の交付</td> <td>市</td> <td>1 (1) 罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付。</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者台帳の作成。 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3節 被災者への経 済的支援等</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付。 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け。 1 (3) 市税等の減免等。 1 (4) 義援金の受付、配分。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>2 義援金等の受付、配分。</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協 議会</td> <td>3 生活福祉資金の貸付。</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)</td> <td>4 被災者生活再建支援金の支給。</td> </tr> <tr> <td>報道機関等 (<u>追記</u>)</td> <td>5 義援金品の受付、配分。 (<u>追記</u>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 災害公営住宅の建設。 1 (2) 相談窓口の設置。</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 住宅金融支援 機構</td> <td>2 (1) 住宅復興資金。 2 (2) 住宅相談窓口の設置。 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書 ( <u>追記</u> )の交付	市	1 (1) 罹災証明書 ( <u>追記</u> ) の交付。	第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成。 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施。	第3節 被災者への経 済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付。 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け。 1 (3) 市税等の減免等。 1 (4) 義援金の受付、配分。	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金等の受付、配分。	県社会福祉協 議会	3 生活福祉資金の貸付。	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)	4 被災者生活再建支援金の支給。	報道機関等 ( <u>追記</u> )	5 義援金品の受付、配分。 ( <u>追記</u> )	第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設。 1 (2) 相談窓口の設置。	独立行政法人 住宅金融支援 機構	2 (1) 住宅復興資金。 2 (2) 住宅相談窓口の設置。 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置。	<p><b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書等 の交付</td> <td>市</td> <td>1 (1) 罹災証明書等の交付。</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者台帳の作成。 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第3節 被災者への経 済的支援等</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付。 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け。 1 (3) 市税等の減免等。 1 (4) 義援金の受付、配分。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>2 義援金等の受付、配分。</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協 議会</td> <td>3 生活福祉資金の貸付。</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)</td> <td>4 被災者生活再建支援金の支給。</td> </tr> <tr> <td>報道機関等</td> <td>5 義援金品の受付、配分。</td> </tr> <tr> <td>中部管区行政 評価局</td> <td>6 特別行政相談活動の実施。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 災害公営住宅の建設。 1 (2) 相談窓口の設置。</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 住宅金融支援 機構</td> <td>2 (1) 住宅復興資金。 2 (2) 住宅相談窓口の設置。 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書等 の交付	市	1 (1) 罹災証明書等の交付。	第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成。 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施。	第3節 被災者への経 済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付。 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け。 1 (3) 市税等の減免等。 1 (4) 義援金の受付、配分。	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金等の受付、配分。	県社会福祉協 議会	3 生活福祉資金の貸付。	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)	4 被災者生活再建支援金の支給。	報道機関等	5 義援金品の受付、配分。	中部管区行政 評価局	6 特別行政相談活動の実施。	第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設。 1 (2) 相談窓口の設置。	独立行政法人 住宅金融支援 機構	2 (1) 住宅復興資金。 2 (2) 住宅相談窓口の設置。 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置。	<p>小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な措置																																																					
第1節 罹災証明書 ( <u>追記</u> )の交付	市	1 (1) 罹災証明書 ( <u>追記</u> ) の交付。																																																					
第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成。 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施。																																																					
第3節 被災者への経 済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付。 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け。 1 (3) 市税等の減免等。 1 (4) 義援金の受付、配分。																																																					
	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金等の受付、配分。																																																					
	県社会福祉協 議会	3 生活福祉資金の貸付。																																																					
	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)	4 被災者生活再建支援金の支給。																																																					
	報道機関等 ( <u>追記</u> )	5 義援金品の受付、配分。 ( <u>追記</u> )																																																					
第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設。 1 (2) 相談窓口の設置。																																																					
	独立行政法人 住宅金融支援 機構	2 (1) 住宅復興資金。 2 (2) 住宅相談窓口の設置。 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置。																																																					
	区分	機関名	主な措置																																																				
第1節 罹災証明書等 の交付	市	1 (1) 罹災証明書等の交付。																																																					
第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成。 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施。																																																					
第3節 被災者への経 済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付。 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け。 1 (3) 市税等の減免等。 1 (4) 義援金の受付、配分。																																																					
	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金等の受付、配分。																																																					
	県社会福祉協 議会	3 生活福祉資金の貸付。																																																					
	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)	4 被災者生活再建支援金の支給。																																																					
	報道機関等	5 義援金品の受付、配分。																																																					
	中部管区行政 評価局	6 特別行政相談活動の実施。																																																					
第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設。 1 (2) 相談窓口の設置。																																																					
	独立行政法人 住宅金融支援 機構	2 (1) 住宅復興資金。 2 (2) 住宅相談窓口の設置。 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置。																																																					
		<p><b>第1節 罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付</b></p>	<p><b>第1節 罹災証明書等の交付</b></p>																																																				
4-4-2	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書 (<u>追記</u>) を交付する。</p> <p>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、住家被害の調査や罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書等の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書等を交付する。</p> <p>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>																																																				

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	<b>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</b>	<b>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</b>	
4-4-4	(略) <b>5 報道機関、各種団体等における措置</b> (略) <u>(追記)</u>	(略) <b>5 報道機関、各種団体等における措置</b> (略) <b>6 中部管区行政評価局における措置</b> <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
4-4-4	<b>6 災害見舞金の支給</b> (略) <b>7 市税の免除</b> (略)	<b>7 災害見舞金の支給</b> (略) <b>8 市税の免除</b> (略)	